

「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金の申請受付を開始します」

三重県新型コロナウイルス感染症「緊急警戒宣言」の発出等により、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続き、特に飲食店やその取引事業者等を取り巻く厳しい環境が長期化しています。

現状をこのまま放置すれば、個人経営が多く、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の飲食店やその取引事業者等の廃業が増加し、地域経済への深刻な影響が懸念されるため、飲食店やその取引事業者等の事業継続を下支えするための支援金を支給されることとなりました。申請期間が令和3年3月8日（月）から同年4月16日（金）までと短いことから対象となる事業者は早めに手続きを行ってください。

## ●支給要件・対象事業者

### 【飲食店】

(1) 中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等が有する、次のア～オの要件を全て満たす県内飲食店（店舗）であること。

ア 店舗の運営について申請者が決定権を有すること。

イ 屋内に常設の飲食スペースがあること。

ウ 飲食店を営むに必要な許可等をすべて取得した上で、令和2年11月30日以前から開業しており、営業の実態があること。

エ 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の事業収入（売上）が前年同月比で50%以上減少していること。

オ 支援金支給後も店舗を継続する意思があること。

(2) 三重県から、検査又は説明のまとめがあった場合は、これに応じること

(3) 以下のいずれにも該当しないこと

ア 政治団体、宗教上の組織又は団体

イ 支援金の趣旨に照らして適当でないことと知事が判断する者

(4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 【飲食店取引事業者】

(1) 次のア～ウの要件を全て満たす県内事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業

主を含む) 等であること。

ア 県内の同一飲食店と、直接かつ継続的な取引があること。

イ 各事業を営むにあたり必要な許可等を全て取得した上で、令和2年11月30日以前から開業しており、営業の実態があること。

ウ 支援金支給後も、県内の飲食店と直接かつ継続的な取引を継続する意思があること。

(2) 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の事業者全体の事業収入(売上)が、前年同月比で50%以上減少していること。

(3) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

(4) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(5) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 政治団体、宗教上の組織又は団体

イ 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

#### **【タクシー事業者・自動車運転代行業】**

(1) 次のア～イの要件を全て満たす県内事業所を有する中小企業・小規模企業(個人事業主を含む) 等であること。

ア 各事業を営むにあたり必要な許可等を全て取得した上で、令和2年11月30日以前から開業しており、営業の実態があること。

イ 支援金支給後も、タクシー事業または自動車運転代行業を継続する意思があること。

(2) 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の事業者全体の事業収入(売上)が、前年同月比で50%以上減少していること。

(3) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(4) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 政治団体、宗教上の組織又は団体

イ 支援金の趣旨に照らして適当でないとし事が判断する者

(5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### ●支給額

飲食店：1店舗あたり30万円（一律）

飲食店取引事業者：1事業者あたり30万円（一律）

タクシー業者・自動車代行運転業：1事業者あたり30万円（一律）

### ●申請に必要な書類

	飲食店	飲食店取引事業者	タクシー業者等
1	三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）	三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）	三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）
2	対象店舗情報（第1号様式別紙）	取引先飲食店の情報（第1号様式別紙）	—
3	誓約書（第2号様式）	誓約書（第2号様式）	誓約書（第2号様式）
4	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し	—	—
5	売上減少月とその前年同月の売上台帳の写し（令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月）	売上減少月とその前年同月の売上台帳の写し（令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月）	売上減少月とその前年同月の売上台帳の写し（令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月）
6	確定申告書の写し 〈法人〉 「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（両面）」の写し 〈個人〉 令和2年分の收受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し	確定申告書の写し 〈法人〉 「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（両面）」の写し 〈個人〉 令和2年分の收受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し	確定申告書の写し 〈法人〉 「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（両面）」の写し 〈個人〉 令和2年分の收受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し

7	店舗の外観カラー写真(令和3年3月以降に撮影したもの)〔添付台紙1〕	三重県内の飲食店との直接取引が確認できる書類の写し〔添付台紙1〕	—
8	店舗の内観カラー写真(令和3年3月以降に撮影したもの)〔添付台紙2〕	—	—
9	本人確認書類の写し〔添付台紙3〕	本人確認書類の写し〔添付台紙2〕	本人確認書類の写し〔添付台紙1〕
10	通常の写し(カラーコピー)〔添付台紙4〕	通帳の写し(カラーコピー)〔添付台紙3〕	通帳の写し(カラーコピー)〔添付台紙2〕
11	提出書類チェックシート	提出書類チェックシート	提出書類チェックシート

### ●申請期間

令和3年3月8日(月)から同年4月16日(金)まで ※消印有効

### ●問い合わせ先

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口  
TEL050-8882-6380 9時から17時まで(土日祝を除く)

### ●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000180.htm>

- ・三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金の概要

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000939608.pdf>

- ・三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金申請要綱【飲食店】

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000939579.pdf>

- ・三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金申請要綱【飲食店取引事業者】

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000939580.pdf>

- ・三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金申請要綱【タクシー事業者・自動車運転代行業】

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000939581.pdf>

- ・よくある質問と回答

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000939666.pdf>